

議 第 1 1 8 号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）12 月 5 日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

記

新潟県柏崎市手数料条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市手数料条例（平成 11 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号財務部関係の表 3 の項手数料の額の欄中「300 円」を「400 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。



## 新潟県柏崎市手数料条例（平成11年12月16日条例第32号）

改正後		改正前	
別表（第2条関係） (1) 財務部関係		別表（第2条関係） (1) 財務部関係	
事務	名称	事務	名称
(略)		(略)	
3 租税特別措置法施行令第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの方に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	400円	3 租税特別措置法施行令第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの方に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	300円
(略)		(略)	